

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

暫定評価説明資料

目 次

評 価 項 目	ページ	暫 定 評 価 期 間								暫定評価
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	
効率的な業務運営体制の確立	2	S(4.57)	S(4.57)	S(5.00)	A(4.42)	S(5.00)	S(5.00)	S(4.85)	A(4.42)	S(4.73)
業務管理の充実	3	A(4.43)	S(4.71)	S(4.71)	A(4.28)	S(4.71)	S(4.85)	S(4.85)	A(3.85)	S(4.55)
業務管理の効率化に伴う経費節減	4	A(4.00)	S(4.71)	S(4.71)	A(4.42)	S(4.57)	S(4.57)	A(4.42)	A(4.00)	A(4.43)
各施設の経営状況の把握・機構の業務に関する地方公共団体への説明	5	A(4.14)	A(4.14)	S(4.71)	S(4.57)	S(5.00)	S(5.00)	A(4.28)	A(4.00)	A(4.48)
年金福祉施設の譲渡又は廃止	6	A(3.71)	S(4.57)	S(5.00)	S(4.71)	S(4.85)	S(5.00)	S(4.57)	A(3.85)	S(4.53)
年金福祉施設の運営及び資産価値の保全	11	S(4.71)	A(3.86)	A(4.00)	A(4.00)	A(4.28)	S(4.71)	S(4.71)	A(4.42)	A(4.34)
買受需要の把握及び開拓	13	A(4.29)	S(4.57)	A(4.14)	S(4.85)	S(5.00)	S(4.85)	A(4.42)	A(4.00)	S(4.52)
情報の提供	14	A(3.86)	A(3.86)	A(4.14)	A(3.85)	A(4.00)	S(4.57)	A(4.28)	A(4.28)	A(4.11)
新機構への改組に向けた準備	15	—	—	—	—	—	—	—	S(4.57)	S(4.57)
予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額	17	A(3.71)	S(4.57)	S(4.86)	S(4.57)	S(5.00)	S(4.57)	A(4.14)	A(3.57)	A(4.37)
人事に関する計画	18	A(3.71)	A(4.00)	A(4.00)	A(3.85)	A(4.00)	S(4.57)	S(4.85)	A(4.28)	A(4.16)
国庫納付金に関する事項	19	A(3.86)	A(4.14)	A(3.71)	A(3.85)	A(4.14)	A(3.71)	A(3.85)	A(3.71)	A(3.87)
外部の有識者からなる機関に関する事項	20	A(4.29)	A(4.43)	A(3.86)	A(4.00)	A(4.00)	A(4.00)	A(4.00)	B(3.28)	A(3.98)
保有する個人情報の保護に関する事項	21	A(3.71)	A(3.86)	A(3.71)	A(3.71)	A(4.00)	A(3.85)	A(3.71)	A(3.57)	A(3.77)
終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項	21	—	—	—	—	S(4.85)	S(5.00)	—	—	S(4.93)

【評価項目1】

1.効率的な業務運営体制の確立

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	暫定評価
S (4.57)	S (4.57)	S (5.00)	A (4.42)	S (5.00)	S (5.00)	S (4.85)	A (4.42)	S (4.73)

実情に即した組織編成及び組織編成の見直し

・機構設立初年度である平成17年度末の組織体制は、施設譲渡の企画・開発、入札・売却に主眼をおいたものであったが、その後の各年度において、実情に即した効率的な業務運営体制となるよう、常に必要な見直しを行ってきた。平成23年6月に成立した、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」(平成23年法律第73号)により、当機構は平成26年4月に独立行政法人地域医療機能推進機構に改組されることになったことから、平成24年度以降は、新機構設立に向けた準備作業が主な業務となった。このため、平成24年4月、金融機関出身の理事長に替わって、地域医療に取り組んできた現理事長が着任し、譲渡に係る様々な業務を主たる業務とした施設部を廃止する一方、病院運営の準備及び組織文化の異なる公益法人3団体が運営する社会保険病院・厚生年金病院・船員保険病院を、独立行政法人に相応しい統一的な制度の下に移行すべく、地域医療機能推進機構準備室を立ち上げ、各団体との高度な折衝や調整を行えるような体制とした。さらに、平成25年度においても、地域医療機能推進機構準備室の体制を強化し、平成26年4月の改組に向けた準備を迅速かつ適切に行っているところである。

必要に応じた業務の外部委託

・効率的な組織運用の観点から積極的に外部委託を行い、外部の専門的知見を活かす方針を取った。
外部委託により実施した業務(年金福祉施設譲渡のための業務総合アドバイザー業務、事業デューデリジェンス業務、不動産売買業務の一部、社会保険病院等の財務調査業務、エンジニアリングレポートの作成業務、譲渡病院の事業引き継ぎ支援業務等の業務等)

公益法人への経営委託

・施設が譲渡又は廃止されるまでの間の運営委託は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人と委託契約を締結した。

(社)全国社会保険協会連合会、(財)厚生年金事業振興団、(財)船員保険会、(社)地域医療振興協会等

【評価項目2】

2.業務管理の充実

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	暫定評価
A (4.43)	S (4.71)	S (4.71)	A (4.28)	S (4.71)	S (4.85)	S (4.85)	A (3.85)	S (4.55)

進捗管理の徹底

- ・国から出資を受けた資産に関する情報の管理については、国有物品台帳等については全てPDF化し、データベースによる集約管理を行っている。また、情報管理、物品管理、不動産管理、施設情報管理、進捗管理及び実績管理等のデータベースを作成し、業務に活用した。また、平成22年度に実施した不動産調査で作成されたデータベースについては、不動産支障の解消の可否について検討し、順次実施する手段として活用した。
- ・平成22年度に実施した財務調査(第1フェーズ)と同等の会計基準に基づき、平成21年3月期及び平成23年3月期の合算財務諸表を作成した。(第2フェーズ)また、指標分析、比較分析による個別病院の詳細分析を実施し、合算財務諸表及び詳細分析結果をデータベース化し厚生労働省、委託先公益法人と共有し、新機構への改組の進め方等の議論にも活用した。
- ・平成24年度には、新機構に改組された時点において想定される新機構開始貸借対照表を作成するとともに、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い財務運営と適正な内部統制を確保する観点から社会保険病院等に係る財務及び内部統制調査(第3フェーズ)を実施した。

事業リスクの把握・管理

- ・不適格者入札、談合、偽情報、風評リスク、法規制変更リスク等の諸リスクには、毎日開催していた業務打合せ会で議論し、所管部署が対応した。また、売却過程に発生するリスクに対応するため外部の特別顧問を設置するなどの対応も行った。
- ・訴訟等の法律問題に対応するため法務文書課を設置し、さらに企画部に上席調査役を配置した。
- ・機構保有施設等の物件につき、機構を通じて優先譲受・随意契約ができる等の偽情報が流布されているとの情報については、被害発生抑制のため、機構ホームページにより情報を開示し、当事者より詳細な事情聴取を行い、関係当局への情報提供を行った。

【評価項目3】

3.業務管理の効率化に伴う経費節減

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	暫定評価
A (4.00)	S (4.71)	S (4.71)	A (4.42)	S (4.57)	S (4.57)	A (4.42)	A (4.00)	A (4.43)

一般管理費(人件費除く)の節減について

・一般管理費(人件費除く)の削減については、調達の実現性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果、平成17年度との比較で平成24年度は60%の削減をした。

○一般管理費(人件費を除く)の推移

(単位:百万円)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	対17年度
42	38	33	29	31	28	20	17	△60%

常勤役職員数の節減について

・「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人員削減の取組について、中期計画においては、平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減※を掲げているところであるが、平成24年度末の常勤役職員数は24名となり、平成24年度は41.5%の削減をした。(※基準人員としては41名)

○常勤役職員数の推移

(単位:人)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	対基準人員 (対41名)
36	36	39	39	34	31	25	24	△41.5%

契約及び情報保護の徹底について

・当機構においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)や「調達の適正化について(依頼)」(平成22年4月6日厚生労働大臣通知)等に基づく、契約監視委員会の設置、随意契約等見直し計画の策定、一般競争入札の徹底等の各種取組みを着実に実施するとともに、入札執行及び契約審査に知見を有する外部顧問を設置し、日常的に審査・指導を受けることのできる体制を整備している。

・情報保護を徹底するため、情報セキュリティ対策の充実を図った。

【評価項目4】

4.各施設の経営状況等の把握・ 機構の業務に関する地方公共団体への説明

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	暫定評価
A (4.14)	S (4.14)	S (4.71)	S (4.57)	S (5.00)	S (5.00)	A (4.28)	A (4.00)	A (4.48)

各施設の経営状況等の把握

- ・機構設立時には、全施設を対象に不動産調査を実施し、譲渡計画を立案し実行した。
- ・平成20年度の社会保険病院等の出資時鑑定評価にエンジニアリングレポートを活用し、老朽度等を把握するとともに財務分析により、経営状況を把握した。その結果に基づき26病院において機構による整備を実施した。
- ・社会保険病院等が、引き続き地域医療に貢献できるよう、平成22年度及び平成23年度に財務調査(第1・第2フェーズ)を実施し、3期分の合算財務諸表を作成、指標・比較分析により詳細分析を実施した。これらの結果は厚生労働省、委託先公益法人とも共有し、地域医療機能推進機構への改組の進め方や改組後の施設運営等についての議論にも活用した。
- ・平成24年度には、財務調査及び内部統制調査(第3フェーズ)を実施し、RFO資産を含めた経営状況等を把握した。また、新たに出資された船員保険病院(3病院)についてエンジニアリングレポートを作成し、各病院の老朽度等の実態を把握した。

機構の業務内容に関する地方公共団体への説明

- ・機構の設立当初には、年金福祉施設が所在するすべての地方公共団体に対して、機構が行う譲渡業務について関係書類を送付し、地方公共団体の意向についてアンケート調査を行った。未回答の地方公共団体については、年金福祉施設の実査等の際に訪問のうえ、機構業務の説明を実施するとともに回答のあった地方公共団体についても必要に応じ機構業務についての説明を行った。その後のマーケティング活動の中で、譲渡価格の引き上げ、雇用の確保、地元の存続要望等の公共性への対応の観点から、地方公共団体による支援策等の取り付けが極めて重要なポイントであった。
- ・年金福祉施設の存続を希望する自治体に対しては、固定資産税の免除又は一定期間の減免等の施設に対する支援策取り付けによる付加価値の拡大に努力した結果、譲渡完了時においては、固定資産税減免、補助金の交付等の支援策を得た施設は53施設となり、この内46施設については地方公共団体の意向に沿った用途となっている。
- ・社会保険病院等の譲渡に関しても、病院等の所在地方公共団体と連絡を密に行い、譲渡条件等について十分な協議を行っている。

【評価項目5】

5.年金福祉施設等の譲渡又は廃止

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	暫定評価
A (3.71)	S (4.54)	S (5.00)	S (4.71)	S (4.85)	S (5.00)	S (4.57)	A (3.85)	S (4.53)

年金福祉施設の譲渡又は廃止

- ・年金福祉施設の譲渡にあたっては、官業から民業への橋渡しというコンセプトを掲げ、極力現在の事業を継続することを前提に検討を進めた。各事業年度ごとに年度計画を立案し、平成22年8月4日をもって年金福祉施設の売却を完了した。
- ・売却額合計は2,185億円となり、売却原価比で+1,026億円(188.5%)、出資価格比で+184億円(109.2%)となり、機構が目標としてきた「時価を上回り売却すること」及び「出資価格を毀損しないこと」という二つの目標を達成した。(平成24年度までの実績は下表のとおり。)
- ・社会保険病院等の譲渡については、平成21年度に社会保険浜松病院(一般競争4.7億円)、平成22年度に健康保険岡谷塩嶺病院(随意契約2千万円)、平成23年度に健康保険鳴門病院(随意契約13.4億円)、川崎社会保険病院(一般競争60億円)、平成24年度に東北厚生年金病院(随意契約7.6億円)、東京北社会保険病院(随意契約38.3億円)の譲渡が地域医療が損なわれることなく実施された。
- ・東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知変更により、新たに随意契約による譲渡が可能となった大学及び委託法人を対象とした初めての適用ケースとなり、前例のない譲渡業務を地域医療を確保しつつ、的確に対応した。
- ・社会保険鰺沢病院及び社会保険紀南病院についても譲渡を希望する者との協議を開始した。

平成24年度までの譲渡実績(契約ベース)

(単位:百万円)

譲渡 施設数		譲渡 物件数	売却額	売却 原価 対比額	売却 原価比	出資価格 対比額	出資 価格比
年金福祉施設	300	419	218,547	+102,584	188.5%	+18,399	109.2%
病院等	6	7	15,503	+5,968	162.6%	+1,057	107.3%

【評価項目5】

5.年金福祉施設等の譲渡又は廃止

契約方法

○年金福祉施設等

- ・地方公共団体の収用に応じた7施設を除いて、すべて一般競争入札により対応した。

○社会保険病院等

- ・厚生労働省の指示により随意契約となった4病院等（健康保険岡谷塩嶺病院、健康保険鳴門病院等、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等）を除き、一般競争入札に付して対応した。（社会保険浜松病院及び川崎社会保険病院等）

譲渡条件（年金福祉施設等）

- ・健康管理センターについては、引渡し後5年間健康診査事業を実施することを条件として20施設の譲渡を実施した。
- ・老人ホームについては、5年間の機能維持に加えて、譲渡時点の入居条件を1年間維持することを条件として、譲渡後に円滑に事業が引き継げるように買受者との調整に努め、21施設の譲渡を実施し、終身利用老人ホームである厚生年金サnteール千葉については、委託先団体と入居者が入居時に締結した条件を継承し、終身利用権を担保することを主な譲渡条件として一般競争入札に付し、譲渡を行った。
- ・サンピアさぬきについては、スケートリンクを5年間の維持することを条件として、北海道厚年年金会館については、ホールの機能を5年間維持することを条件としてそれぞれ一般競争入札に付し、譲渡を行った。

条件付き譲渡施設数

	健康管理センター	老人ホーム	その他
平成18年	2	-	-
平成19年	10	1	1
平成20年	7	10	1
平成21年	1	8	-
平成22年	-	2	1
合計	20	21	3

【評価項目5】**5.年金福祉施設等の譲渡又は廃止****譲渡条件(社会保険病院等)****・社会保険浜松病院**

社会保険浜松病院の譲渡条件については、所在地方公共団体である静岡県及び浜松市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で設定した。

(譲渡条件:①落札決定日から起算して5年を経過した日又は移転用地の所有権が移転した日から起算して3年を経過した日のいずれか早い日までに新病院を開設すること、②新病院の病床数は開設時に199床以上とすることとし、開設後2年以内に199床以上を稼働させることなど)

・健康保険岡谷塩嶺病院

健康保険岡谷塩嶺病院の譲渡条件については、所在地方公共団体である長野県及び岡谷市より、譲渡条件等について意見を求めた。

(譲渡条件については、運営者である岡谷市に譲渡を行い、現在岡谷市が運営する2病院の機能を統合することが決定しており、特に設定されなかった。)

・健康保険鳴門病院等

健康保険鳴門病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体である徳島市より、徳島県への譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で設定した。

(譲渡条件:①救急医療、災害医療及び臨床研修をはじめとして、徳島県が地域医療について必要と認められる機能を承継すること、②看護専門学校を継続して運営することなど)

・川崎社会保険病院等

川崎社会保険病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成し、地元有識者で構成される川崎社会保険病院譲渡検討委員会に諮問し、委員会の承認を得たうえで譲渡条件を設定した。

(譲渡条件:①譲渡後2年以内の早期に病床数308床を稼働させること、②譲渡後1年以内に救急告示の認定を受けること、③譲渡後も回復期リハビリテーション病床を稼働させることなど)

・東北厚生年金病院

東北厚生年金病院の譲渡条件については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で譲渡条件を設定した。

(譲渡条件:①一般病床420床、精神病床46床を維持すること、②譲渡後も循環器科・整形外科、心臓血管外科、産婦人科、リハビリテーション科、精神科を維持すること、③譲渡後も地域医療支援病院の承認を受けることなど)

・東京北社会保険病院等

東京北社会保険病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体である東京都及び北区より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で譲渡条件を設定した。

(譲渡条件:①現在の25診療科の維持と整備後の343床を維持すること、②譲渡後も小児科、内科、外科の休日・全夜間診察(二次救急)を実施すること、③譲渡後も臨床研修病院の指定を受け機能を維持することなど)

【評価項目5】

5.年金福祉施設等の譲渡又は廃止

譲渡価格

○年金福祉施設

・出資施設の適正な市場価格の把握のため、公募プロポーザルにより不動産鑑定業者を複数選定し、必要に応じて不動産の再鑑定評価を実施できる体制とした。平成19年度以降は、入札参加者に価格の目安を示すとともに、当機構としての意思を入札価格に反映させることを意図し、最低売却価格の全件開示に踏み切った。最低売却価格については、不動産鑑定の手法に基づき当機構のマーケティングにより把握した市場動向を反映させている。

○社会保険病院等

・社会保険病院等の譲渡に関しても、直近の不動産鑑定評価を取得した上で不動産鑑定評価の手法に基づき譲渡価格を設定した。

譲渡の対価の支払い方法

・譲渡の対価の支払いは、原則として即時支払（施設の引渡しの日）とした。
・地方公共団体へ売却した場合の3施設については、議会決議を経る迄の間の仮契約での対応、分割払い（2回）での対応、契約保証金の免除等譲渡対価の支払い方法の弾力化に配慮を行った。

老人ホーム入居者への配慮

・老人ホームについては、5年間の機能維持に加えて、譲渡時点の入居条件を1年間維持することを条件として、譲渡後に円滑に事業が引き継げるように買受者との調整に努め、12施設の譲渡を実施した。終身利用老人ホームである厚生年金サントール千葉については、委託先団体と入居者が入居時に締結した条件を継承し、終身利用権を担保することを主な譲渡条件として入札を行うなど十分な配慮を行った。

【評価項目5】

5.年金福祉施設等の譲渡又は廃止

委託先公益法人の雇用への配慮

○年金福祉施設等

- ・施設の譲渡において、事業継続を前提として買受を検討している者に対し、委託先公益法人等の従業員の再雇用の依頼を行った。また、落札者が事業継続を予定している場合には、売買契約締結時より買受者、委託先公益法人を含めた三者協議を開始し、委託先公益法人等の従業員の再雇用に向け、採用面接の機会等を設定することに尽力した。
- ・施設の廃止に当たっては、国が作成した雇用への配慮に関するスキームに基づき、厚生労働省職業安定局への情報提供を行った。
- ・雇用への配慮に努めた結果、譲渡時に従業員がいた施設の内187施設(72%)において雇用が継続された。

雇用継続状況	施設数	比率
譲渡時に従業員がいた施設	258	100%
継続	142	55%
一部採用	45	17%
非継続	71	28%

○社会保険病院等

・健康保険鳴門病院

当機構より徳島県に職員の雇用を依頼しており、徳島県より、原則として現職員全員を再雇用する方針である旨回答があり、買受者により職員の継続雇用が確保された。

・川崎社会保険病院

神奈川県より職員の継続雇用に配慮することが求められたことから、同県の要望として当機構より全入札参加検討者に対し、雇用への配慮を求め、買受者である医療法人は希望者全員に対し面接を実施した。

・東北厚生年金病院

所在地方公共団体である宮城県及び仙台市から職員の継続雇用に配慮することが求められたことから、当機構において同県及び同市の要望として買受者である大学に対し依頼を行い、希望者については継続雇用が確保された。

【評価項目6】

6. 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	暫定評価
S (4.71)	A (3.86)	A (4.00)	A (4.00)	A (4.28)	S (4.71)	S (4.71)	A (4.42)	A (4.34)

譲渡対象施設敷地内の支障への対応

- ①旧法定外の公共物の購入(里道等)
- ②接道敷地の購入
- ③境界線の調整・確定
- ④地上権の設定
- ⑤土地交換
- ⑥下水道事業受益者負担金への対応
- ⑦PCB廃棄物の処分及び移動
- ⑧アスベスト対策
- ⑨電波障害対策



境界確定



PCB処分

年金福祉施設等の維持管理

- ①エンジニアングレポートの活用
 - ・建物・設備の老朽化の把握
 - ・遵法性(既存不適格、法的遡及非対応等)の把握
- ②災害等による被害復旧、利用者の安全な利用の支障解消
 - ・東日本大震災や台風による建物損傷の復旧
 - ・樹木伐採等
- ③施設機能維持のための整備
 - ・熱源更新、空調設備更新
 - ・外壁改修、屋上防水改修



震災復旧

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計
RFOによる整備 (災害復旧、法令遵守、患者安全性)	件数(件)	—	97	94	92	85	35	19	20	442
	金額(億円)	—	1.8	1.0	1.8	2.4	2.7	0.6	0.3	10.6
委託先公益法人による整備 (施設機能の維持管理)	件数(件)	—	30	33	27	30	20	29	11	180
	金額(億円)	—	4.3	1.4	34.8	91.3	305.0	339.0	40.0	815.8

【評価項目6】

6. 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全

○社会保険病院等について

・社会保険病院等の財務諸表は、委託先公益法人毎・個別病院毎に作成基準が異なっており、統一的な基準で把握する必要がある。

一方、将来の建替え資金を捻出するためには、当機構保有資産に係る減価償却費負担を個別病院毎の財務諸表において費用認識する必要があることから、当機構保有資産の再調達原価に基づき減価償却累計額・年間要償却額を算定する必要がある。

このため、平成22年度、平成23年度には財務調査(第1・2フェーズ)を実施し、当機構資産を含めた実態ベースの合算財務諸表を作成し、個別病院等の分析も実施した。

・平成24年度には、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、①運営を委託している病院等についてRFO資産を含めた合算貸借対照表及び合算損益計算書の作成、並びに新機構に改組された時点で想定される新機構開始貸借対照表の作成
②各病院等における現金、預金、医業未収金等の各勘定が適切な内部統制のもとで管理されているかについて財務及び内部統制調査(第3フェーズ)を行った。

・すべての病院について機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、機構のミッションの共有、新機構における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更な改善点等について集中的に議論を行った。この結果は新機構の平成26年度事業計画に反映させていく。

【評価項目7】

7.買受需要の把握及び開拓

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	暫定評価
A (4.29)	S (4.57)	A (4.14)	S (4.85)	S (5.00)	S (4.85)	A (4.42)	A (4.00)	S (4.52)

買受需要の把握及び開拓

○年金福祉施設等

- ・現存する建物とそこで働く人を活かすためには、年金福祉施設の事業を継続することが有効である。
- ・買受人の発掘、開拓を自ら行うことが当機構の大きな特徴であり、この方針に基づきマーケティングを実施した結果、平成22年度までにすべての施設の譲渡を完了した。
- ・全施設の実査に加え、地方公共団体、金融機関、ゼネコン及び地元の有力企業を訪問し、買受需要の開拓を行った。
- ・譲渡に至るまでに買受希望者のマーケティング、購入用途別の入札見込み額の把握を行い、一定の目途がついたところで入札公告を実施した。
- ・平成22年度の譲渡完了時には、譲渡時に事業を行っていた施設の内、192施設(74%)において事業が継続された。

事業継続状況	施設数	比率
譲渡時に事業を行っていた施設	258	100%
継続	192	74%
非継続(一部受皿有)	19	7%
非継続	47	18%

○社会保険病院等

- ・川崎社会保険病院の譲渡については、年金福祉施設等の譲渡等を通じて蓄積した民間のノウハウを最大限生かして準備を行い、入札を実施した結果、的確に譲渡を行った。
- ・新たに随意契約による譲渡が可能となった、大学及び委託法人を対象としたケースへの初の適用となった東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡については、厚生労働省から譲渡を希望する者について意見を求められ、譲受けの方針等の入念な分析を行った上で、譲渡対象とすることに支障がない旨回答を行い、前例のない譲渡業務を、地域医療が継続されることに配慮しつつ、的確に実施した。

【評価項目8】

8.情報の提供

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	暫定評価
A (3.86)	A (3.86)	A (4.14)	A (3.85)	A (4.00)	S (4.57)	A (4.48)	A (4.28)	A (4.11)

情報の提供

- ・当機構では、運営に関する情報を可能な限り開示し、透明性の確保に努めている。
- ・譲渡価格に関する内部情報・入札者情報以外は全て開示している。
- ・当機構のホームページで運営状況に関する以下の情報を掲載し、継続的に情報提供を行った。
 - ①機構の目的、業務の概要
 - ②機構の組織概要
 - ③機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準
 - ④機構の中期目標、中期計画及び年度計画
 - ⑤機構の契約方法に関する定め
 - ⑥毎月の契約締結状況
 - ⑦四半期ごとの公益法人への支出、広報経費、委託調査費、タクシー代の支出
- ・当機構で実施した公的施設売却に係るノウハウを整備し、国や独立行政法人より施設譲渡手法等に関して問い合わせがあった場合には、原則として面談により、詳細な情報提供を行った。
- ・新機構へ改組されることになったことに伴い、平成24年度には、ホームページの一部改訂を実施し、新機構への改組について、移行に係る経緯及び理事長からのメッセージ等を掲載した。
- ・社会保険病院等に係る財務及び内部統制調査(第3フェーズ)の結果について国民への説明責任及び透明性の確保の観点から、厚生労働省と共に平成24年12月に中間報告、平成25年3月には全体報告を厚生労働省記者クラブにおいて発表し、同時にホームページにおいても周知した。これらの内容はテレビ、一般紙、業界紙等に多数取り上げられた。

【評価項目9】

9.新機構への改組に向けた準備

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	暫定評価
—	—	—	—	—	—	—	S (4.57)	S (4.57)

独立行政法人地域医療機能推進機構への改組準備（I）

準備体制の立ち上げ

・新機構への改組を見据え、平成24年4月、金融機関出身の理事長に替わって、地域医療に取り組んできた現理事長が着任し、新たに地域医療機能推進機構準備室も設置され、新体制の下、新機構への本格的な改組準備が始まった。

改組に当たっての基本姿勢

改組に当たっては以下の点を示しながら準備を進めてきた。

①新機構の使命

・公的医療機関として、未だ満たされていない地域医療のニーズに応え、地域医療のミスマッチの解消に資すること

②新機構における在るべき組織運営の姿

- 1) 委託先3団体の異なる歴史、組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等を乗り越え、一体感のある組織作りを行う必要
- 2) 国からの運営費交付金はなく、財政的に自立した病院運営を行う必要
- 3) 独法として社会への説明責任、透明性が一層求められるという認識

改組に当たっての困難な状況

・病院の約8割を占める全社連グループについては、給与・賞与の水準についても各病院が独自に定めており、独立行政法人化に当たっては、他の独立行政法人の水準等も踏まえた統一の水準に切り替えることが必要となるが、これまで通りの病院運営を求める声もあり、調整に大きな困難と時間を要している。

・財務調査（第3フェーズ）を行った結果、全社連病院には財務及び内部統制に関し重大な問題点が明らかとなった。過去の誤った決算を修正する決算修正の内容の検証、独法移行までに独法水準まで財務及び内部統制の水準の引き上げ等、相当な作業が必要であることが明らかとなった。

・改組に向けた準備作業において、以上のような問題点が明らかとなったが、平成26年4月に新機構に移行できるよう、鋭意検討を進め、以下に述べるような新機構の運営方針を確定させてきた。

【評価項目9】

9.新機構への改組に向けた準備

独立行政法人地域医療機能推進機構への改組準備(Ⅱ)

院長会議等を通じた新機構の運営方針の確定

- 院長会議等の各種の会議や委託先団体幹部との個別の打合せ等で徹底的に議論を行い、新機構の運営方針を確定させてきた。
- ① 院長会議の実施
 - ・3団体の本部と全院長による会議を4月から計6回開催し、新機構の使命など新機構の運営に係る重要事項を議論し、方針を確定させてきた。
- ② ビジョン具体化等に関するワーキンググループ(WG)の実施〔平成24年6～7月〕
 - ・新法人の運営方針等の策定に資するため、委託先団体、機構、その他有識者からなるWGを立ち上げ、具体的検討事項について議論を行い、方針をまとめた。
- ③ 実務作業チームでの検討〔平成24年8～12月〕
 - ・改組に当たり必要となる資産の整理等の実務的な課題について、委託先団体及び機構の実務担当者による実務作業チームを立ち上げ、議論を行い、方針をまとめた。

個別病院のヒアリング

- ・個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、機構のミッションの共有、新機構における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行った。

財務及び内部統制調査(フェーズ3)への対応

- 独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い財務運用と適正な内部統制を確保する観点から、財務調査(第3フェーズ)を行った。
- 全社連病院について財務・会計処理に関する重大な問題が明らかになったことから、説明責任を果たすため、調査終了を待たずに平成24年12月に中間公表を行った。
- 平成25年3月には、調査終了を踏まえ全体報告を行い、全体報告においては、全社連病院について決算修正が必要であることを明らかにし、今後、機構としては、過去の誤った決算を修正する決算修正の内容の検証、独法移行までに独法水準まで財務及び内部統制の水準の引き上げに職員一丸となって取り組んでいくことを示した。

【評価項目10】

10. 予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	暫定評価
A (3.71)	S (4.57)	S (4.86)	S (4.57)	S (5.00)	S (4.57)	A (4.14)	A (3.57)	A (4.37)

予算及び決算

・平成17年度及び平成23年度を除き、予算額を上回る決算額となっているが、不動産売却収入等の収入が計画を上回っているためであり、一般管理費については、中期計画に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行している。

(単位:百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額	9,859	30,148	59,002	86,978	100,444	104,238	25,472	28,737
決算額	4,999	31,504	66,963	96,898	110,545	118,244	25,046	29,113

不動産等売却収入	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額	6,945	25,738	30,531	42,905	44,203	41,629	0	5,444
決算額	4,819	27,147	37,252	51,933	51,356	49,630	0	0※

(※)不動産等売却収入は、平成24年度実績は0であるが、契約による引渡時期がずれたためであり、平成25年4月1日に3病院分8,088百万円の不動産売等売却収入があった。

一般管理費	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額	149	168	168	164	163	147	147	147
決算額	148	146	136	134	134	120	108	93

短期借入金

・初年度である平成17年度の166百万円のみであり、中期計画の範囲内となっている。

【評価項目11】

11.人事に関する計画

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	暫定評価
A (3.71)	A (4.00)	A (4.00)	A (3.85)	A (4.00)	S (4.57)	S (4.85)	A (4.28)	A (4.16)

人事に関する方針

・平成18年度より、一般職員については実績評価と能力評価による評価、譲渡専門員については民間に準じ成果主義に基づく実績評価を行うことで、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行っている。

人員に関する指標

・「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人員削減の取組について、中期計画においては、平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を掲げているところであるが、各年度において常に必要な見直しを行ってきた結果、平成24年度末の常勤役職員数は24名となり、基準人員(41名)との比較で平成24年度は41.5%の削減をした。

○常勤役職員数の推移

(単位:人)

17年度 (基準人員)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	対基準人員
36(41)	36	39	39	34	31	25	24	△41.5%

【評価項目12】

12.国庫納付金に関する事項

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	暫定評価
A (3.86)	A (4.14)	A (3.71)	A (3.85)	A (4.14)	A (3.71)	A (3.85)	A (3.71)	A (3.87)

国庫納付金

- ・初年度である平成17年度及び東日本大震災により被害を被った病院の災害復旧経費を考慮した平成23年度を除き、国庫納付を行い、納付額は予算額を上回っている。
- ・国庫納付金の納付については、決算終了後、速やかに納付している。

(単位:百万円)

国庫納付金	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額	0	0	20,356	33,462	43,584	51,578	0	0
決算額	0	1,288	22,950	40,319	48,581	89,178	0	3,085
納付年月日	—	H18.9.15	H19.9.25	H20.9.22	H21.9.24	H22.9.24	—	H24.9.26

【評価項目13】

13.外部の有識者からなる機関に関する事項

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	暫定評価
A (4.29)	A (4.43)	A (3.86)	A (4.00)	A (4.00)	A (4.00)	A (4.00)	B (3.28)	A (3.98)

外部の有識者からなる機関に関する事項

- ・機構の業務遂行に当たって、外部の有識者の意見を聴くため、外部の有識者からなる譲渡諮問委員会を設置し、
 - 1.個別資産の具体的な譲渡方法を含めた年金福祉施設等の譲渡に関すること
 - 2.社会保険病院等の運営又は管理に関すること
 について審議を行っている。
- ・譲渡諮問委員会での意見は、適宜機構の業務に反映させるとともに、審議内容については、機構ホームページにおいて開示を行った。
- ・平成20年度には、社会保険病院等の出資に伴い、2名の委員を増員し、委員会での審議事項に「社会保険病院及び厚生年金病院の運営又は管理に関すること」が追加し機能の拡大を図った。
- ・社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知が、平成24年8月14日付で変更となり、
 - ①社会保険病院等の所在する都道府県内の保険医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する者
 - ②機構が単独で社会保険病院等の運営を委託している者
 が譲渡を希望する場合には、地域医療の観点から適当であると厚生労働大臣が認めた場合には、譲渡対象となる社会保険病院として選定することとされた、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、この初めてのケースへの対応となった。

【評価項目14】

14.保有する個人情報の保護に関する事項

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	暫定評価
A (3.71)	A (3.86)	A (3.71)	A (3.71)	A (4.00)	A (3.85)	A (3.71)	A (3.57)	A (3.77)

保有する個人情報の保護に関する事項

- ・保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成20年度に法務文書課を設置し、適切な管理に努めている。
- ・新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。
- また、個人情報担当者等が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。

【評価項目15】

15.終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	暫定評価
—	—	—	—	S (4.85)	S (5.00)	—	—	S (4.93)

終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項

- ・厚生労働省からの指示により、厚生年金サテール千葉の入居者が、入居時に締結した条件を将来にわたって確保するため、アドバイザーを選定し、不動産調査等を実施した。
- ・入居者の終身利用権を保護するため、以下の譲渡条件を付して譲渡を行うこととした。
 - ① 入居者が現在の委託先と締結している入居契約上の地位を買受者が継承すること。
 - ② 管理費等の水準を1年間維持すること
 - ③ 未償却の入居一時金を、入居者への返還義務を付して承継すること
- ・入札参加資格については、介護付き有料老人ホーム等を現在運営している法人に限定した。
- ・平成22年7月22日に入札を実施し、9月30日に引渡しを完了した。
- ・売買契約時に、買受者、厚生年金事業振興団及び当機構において締結された「厚生年金サテール千葉の入居契約上の地位の承継等に関する協定」により、買受者に承継された入居一時金等について定期的な確認を実施しており、現状、問題は生じていない。